

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 2 3 1 回 相模原市都市計画審議会		
事務局 (担当課)		都市計画課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 4 7 (直通)		
開催日時		令和 7 年 8 月 1 2 日 (火) 午後 2 時 0 0 分～午後 3 時 0 0 分		
開催場所		相模原市立産業会館 4 階 特別会議室		
出席者	委 員	1 9 人 (別紙のとおり)		
	その他	0 人		
	事務局	1 4 人 (都市建設局長、まちづくり推進部長、都市計画課長、建築政策課長、廃棄物指導課長、他 9 人)		
公開の可否		☒ 可 ☐ 不可 ☐ 一部不可	傍聴者数	1 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		(1) 議案 1 号 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置について (2) 報告案件 第 8 回線引き見直しについて		

議 事 の 要 旨

審議会の冒頭、出席委員の人数が定足数に達していることを確認した。
主な内容は次のとおり。

議題

(1) 議案 1 号 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置について

事務局より説明を行い、次のとおり意見等があった。

(阿部健委員) 県道 5 0 8 号厚木城山線を挟んだ東側について、農業振興地域の農用地となっていることから、優良農地として保全がされているが、今回の産業廃棄物処理施設において、破碎をしたとき、注意はされているとは思いますが埃の飛散が心配と感じている。

農業者は、ちょっとした農薬の散布も、色々な面で気を遣っている。

周辺地域に及ぼす影響調査等もしているとは思いますが、その結果を分かる範囲で伺いたい。

次に、説明の中で、周辺住民への説明を行っているとあったが、周囲 1 0 0 メートルの範囲の中に農用地が含まれており、農地の地権者等への説明がされてるのかどうか伺う。

最後に、この処理施設は民間企業が設置するため、恒久的なものではないということだが、どのくらいの存続を想定しているのか。

(事務局) 1 点目、埃の関係について、本処理施設は、いわゆる野ざらしではなく、建築物があり建物内で処理を行っている。

建物内での埃の飛散防止対策として、水を噴霧し、粉塵が立たないような形で、作業を行うと事業者から聞いており、ほぼ粉塵等が外に出るということは想定されない。

2 点目、農用地の権利者の方への説明について、市の基準では、水平距離 1 0 0 メートルの範囲内にある土地を所有する者、又は、建築物の全部若しくは一部を占有若しくは所有する者に説明を行うこととなっており、合計 4 0 名の権利者の方に、説明を実施した。

3 点目、事業実施期間の想定について、公共事業であれば一定程度恒久的であることが考えられるが、民間事業においては、社会情勢の変化などにより、先が見通せないため、何年ぐらいという具体的な期間について、市としては想定していない。

(阿部健委員) 農業者が安心して、農業振興地域の農用地を農地として利活用できる場として保全をしていただきたい。

(大八木委員) 2 点伺いたい。

1 点目、周辺生活環境基準について、資料 1 5 ページ、緑被率 2 0 % 以上の中で当該施設は 2 0 . 2 4 % のため基準に適合しているということだが、植物を植えるということになるとその維持管理が適切になされないと、基準を保てないことになると思うが、継続してのチェック体制や例えば報告等、確認する基準或いは体制がどうなっているのか伺う。

2 点目、この周辺生活環境基準にはないが、破碎機等を 2 3 時頃まで使用すると記載があるが、そういった中で音の問題について、周りが畑のため逆に静かなので、かなり遠方まで機械の音が届くと思っている。

私の住んでいる地域に、鉄鋼関係の製造施設があり、深夜時間に近いと、遠方にも関わらず音が聞こえることがある。

そのため、音の環境基準については、何らか監視できるような体制があるのか、また、破碎機の設置までにその環境保全の関係で手続中と資料上あるが、音のことも含めているのか伺う。

(事務局) 1 点目、緑被率の維持保全の関係について、市に対し、経過報告の義務付けは行っておらず、事業者が自主的に 2 0 . 2 4 % 以上の緑被率を確保し続けるように努力をするという認識である。

2 点目、騒音基準について、2 3 時以降の騒音基準及び 2 3 時より前の騒音基準を事業者にて想定し、その騒音基準の範囲内となっているという報告がされている。

(大八木委員) 緑被率も騒音基準も、いわば民間事業者の運営任せであり、性善説に則ってとなるがそれで大丈夫か。

何かあったときに、指導等ができる体制が必要ではないかと考えるが、そうならないための事前のルールということをしつかりと事業者に伝える必要があると思うがいかがか。

(事務局) 建築基準法の許可において、モニタリングして報告を求めることについて、周辺の方々が施設を見て、当初の計画と異なるという通報があれば、市が指導することはあり得る。

(大八木委員) この場合、その許可が今の基準に照らして判断をすると思うが、この先、運用が始まったときには、都市建設部局だけではなく環境保全部局等を含めて、部局間で縦割りではなく、許可を出したことを踏まえて、市として横断的に横串を刺した対応、市民の方の安全・安心な暮らしを守る体制を確保するようお願いしたい。

(阿部善博委員) 手続き的にも整っており、内容的にも理解をするが、地域への説明や、安全の確保、環境への影響という点で 1 点確認したい。

場所的に火災等の発生時、当該地は非常に消しにくい、混乱が発生するような地形の中にある工場であり、そのようなことがあってはならない部分で、当然建築基準法や様々な基準は適合していると思うが、資料を確認すると扱っているものが可燃物のため、安全対策や消防、防災等様々な面から確認している事項を報告いただきたい。

(事務局) 先ほど粉塵の関係でも説明したが、粉塵対策をする上で、水を噴射して粉塵が出ないように対応しており、また、木屑が常時湿った状態になっており、火災発生の恐れが非常に低い状況となっている。

さらに、消防関係の設備として、屋外消火栓設備、自動火災報知設備、消火器等を設置すると事業者より聞いており、消防法の関係においても、今回、建築基準法による許可をする際に、相模原消防署長による同意がされており、消防部局との協議は終わっている。

(加藤修委員) 1点目、先ほどから粉塵の話が出ているが、水を使っていることから、排水施設が必要になっているのか。もし、排水施設まで必要になるような水を使うのであれば、どういう処理をして排水しているか伺う。

2点目、当該施設には建物解体後の木屑が搬入される話があったが、有害物質のアスベスト等処理済みのものなのか伺う。

3点目、敷地外では、車の待機をさせない形になっており、それをしなくてもよいだけの車庫スペースがあるという説明だったが、周辺だけを見ればそうなのかもしれない。

しかしながら、運送業では、少し離れた場所で実際には待機しているという話もあり、そこまでを監視するのは非常に難しいため、通報があってから対応になると思うが、事前にそういったことをしてはいけないという形をとる必要はあると思う。

搬入する側から見ると、小学校があったりと、大きな車が止まっていることによって見えづらくなり、事故防止の観点から考えなくてはいけないと思う。

4点目、粉塵対策はできているということだが、換気設備はどうなっているか、また、外に一切出ないという確認がとれているか伺う。

5点目、周辺への説明の関係で100メートルということが出ているが、この100メートルというものが基準になっている前提は何か伺う。

(事務局) 1点目、粉塵対策のために水を使用することによる排水施設については、ある程度湿潤の状態であると聞いており、そこから噴霧した水が、どこかに排水として出ていくということは、想定してないと事業

者から聞いていることから、噴霧した水の処理というのは特段予定していない。

2点目、アスベストの含有について、処理をする項目として、木屑と廃プラスチック類が今回の対象としており、アスベストを含まないものを処理するということで現在協議をしている。

3点目、車の待機が少し離れた場所で発生する可能性の指摘について、そのような可能性もあると思っている。

市としては、事業者と調整してる中で、現場を出るタイミングを調整する等連絡を取り合い、少し離れた場所でも待機しないような対応をすると聞いており、広域で駐車しないような形で協議を行っている。

4点目、換気設備について、天井部分に換気ファンを設置し、管理を行う確認をしている。

5点目、周辺への説明の関係で100メートルの根拠について、当該基準の前の指導指針の当時から100メートルという基準を設けており、その当時の考え方として、廃棄物関連施設の処理の苦情がある範囲を分析したところ、概ね100メートル以内からの苦情が多かったため、100メートルと設定をしたところである。

(加藤修委員) 話を伺うと、事業者の方からそのように聞いているという話がほとんどであると印象を持った。

当初の計画と実際が異なる建築がされており、周辺の方から通報があった場合の対応は非常に厳しいと思うので、罰則規定等の設定の検討や基準の順守を理解させる仕組みを考えることが大事だと思った。

最後に1つ確認があり、先ほどの換気ファンについて、これはもう施設の中で粉塵の処理は水によって処理できていることから、普通の換気ファンで問題がないという判断でよいか。

(事務局) 粉塵が舞っている状況ではないため、通常のファンで換気可能という認識である。

(加藤明徳委員) 当該施設は、今後、搬入、搬出量の需要が非常に見込まれるということだが、当該施設での処理をするに当たっては、市外県外の搬入が想定される中で、市内とそれ以外の割合の部分について、ある程度想定があれば伺う。

(事務局) 搬入の割合について、市内からは6割程度を見込んでおり、市外の近隣の工事現場からは4割程度を見込んでいますと事業者から聞いている。

(加藤明徳委員) 市外の状況を聞いたもう一つの理由として、国道129号は、ある程度スピードを出すことができ、また、交通量の非常に多い幹線道

路であるため、積荷がどのような状況で搬入されてくるのか。

交通事故や不注意があつて、大きな問題にならないために、これは当該施設の会社ではなく、別の会社の範囲になるかと思うが、そうした部分での搬出入のトラックの状況等について、何か調整は行っているか。

(事務局) 国道129号の話について、基本的に国道129号から直接搬入することは想定しておらず、県道508号から搬入するよう調整を行っており、仮に積荷が多い場合であっても、交通量の多い国道からの出入りはないため、一定の安全対策はなされていると解釈している。

また、搬出については、県道508号から出て、県外に持っていくと聞いており、圏央道相模原愛川インターチェンジに、すぐ向かうことから交通への影響は少ないと考えている。

(加藤明徳委員) いずれにしても、交通安全に十分留意した中での状況を確保していただきたい。

(長谷川委員) 道路について1点確認をしたい。

敷地の東側に接している県道508号厚木城山線について、図面や写真で見ると、歩道が広めに取りられているように見受けられるが、現在のこの歩道、車道の構成割合が、既に完成形なのか、一時的なものなのか伺う。

併せて、都市計画上の位置付けがあればそれも含めて伺う。

(事務局) 県道508号は都市計画道路になっており、当初は歩道の部分はなかった形態で、現況道路があったが、土地区画整理事業とともに、幅員16メートルになる都市計画道路を暫定整備したところである。

暫定整備をして、供用開始がされているという段階であり、都市計画道路の最終形の整備は全体的に再整備を行い、この土地区画整理事業に伴う部分を含め、歩道を確保し、歩行者の安全を守ると伺っている。

(榎本委員) 安全対策や基準に基づき、その周辺の住民等に対応していくということは理解ができた。しかし、それ以外にも、各委員から意見が出ているが、配慮をしっかりとっていただきたい。

その中で、スケジュールについて、工場の稼働開始はどのくらいの時期を想定しているのか伺う。

(事務局) 許可申請書の記載の中では、工事の着手が令和7年11月1日、工事完了予定日が令和8年8月31日となっており、令和8年9月1日以降に稼働開始を想定している。

(榎本委員) 何か始まると、住民の方は、いつ頃完成するのか等関心を持つこと

から確認した。

(竹田委員) 今回議案に挙がっている産業廃棄物処理施設は、市内に幾つあるのか。また、どこの場所をイメージすればより理解が進むか伺う。

(事務局) 建築基準法第51条ただし書の許可を行っている案件については、全部で13件あり、そのうち産業廃棄物処理施設は全部で6件ある。

木屑の破碎施設で言うと、田名にある「エコテクノ」をイメージしていただきたい。

(加藤修委員) 先ほど、現場から直接当該施設に搬入されると話があったが、実際の解体現場から解体業者が直接搬入することによいか。

(事務局) 事業者からは、直接解体現場からどこかに集めてという形ではなく、直接搬入すると聞いている。

(会長) 以上で審議を終了したいと思う。委員の皆様方から大変重要な御指摘があり、水の問題、市役所内で一体となった対応、ルールを明確に事業者伝える等、細かな部分もあったため改めてよく調整の上、実行できるようにしてもらいたい。

(会長) 答申書及び会議録の作成に当たり、会長一任とすることで、よろしいか。

(総員) 異議なし

(2) 報告案件 第8回線引き見直しについて
事務局より報告を行った。

【審議結果】

議案1号 建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置について

総員賛成により原案に同意することに決定した。

以 上

第 2 3 1 回相模原市都市計画審議会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	西浦 定継	明星大学 建築学部建築学科 教授	会 長	出席
2	梶田 佳孝	東海大学 建築都市学部土木工学科 教授	副会長	出席
3	伊藤 由樹子	青山学院大学 社会情報学部社会情報学科 教授		欠席
4	大沢 昌玄	日本大学 理工学部土木工学科 教授		出席
5	村山 史世	麻布大学 生命・環境科学部環境科学科 教授		出席
6	澤岡 詩野	東海大学 健康学部健康マネジメント学科 准教授		出席
7	阿部 健	相模原市農業委員会 会長		出席
8	落合 幸男	相模原市農業協同組合 代表理事組合長		出席
9	長谷川 伸	相模原商工会議所 専務理事		出席
10	加藤 修	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 常務理事		出席
11	榎本 揚助	相模原市議会議員		出席
12	大八木 聡	相模原市議会議員		出席
13	加藤 明德	相模原市議会議員		出席
14	阿部 善博	相模原市議会議員		出席
15	橋本 雅道	国土交通省 関東地方整備局長		代理
16	加藤 雅道	神奈川県警察本部 交通部長		代理
17	竹田 幹夫	相模原市自治会連合会 理事		出席
18	篠原 直彦	公募委員		出席
19	吉村 充代	公募委員		出席
20	谷口 ミカ	公募委員		出席